

## ■ 『安全衛生推進者』『衛生推進者』養成講習

労働安全衛生法では、下記の規模や業種の事業場においては、安全衛生推進者若しくは衛生推進者を選任し、その者に安全・衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられています。

安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習は、安全衛生推進者、衛生推進者の選任要件を満たすことはもとより、新たに安全衛生推進者、衛生推進者としてその職務を遂行するに際に必要な知識を得ていただくことを目的としております。

尚、安全衛生推進者養成講習を受講された場合は併せて衛生推進者の選任要件も満たします。

※安全衛生推進者若しくは衛生推進者を選任すべき事業場

『安全衛生推進者』を選任すべき事業場

労働者 10 人以上 50 人未満 で下記業種に該当する事業場

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

『衛生推進者』を選任すべき事業場

労働者 10 人以上 50 人未満 で上記安全衛生推進者に該当する業種以外の事業場

金融・保険・証券業、各種商品卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動産取引・賃貸・管理業、物品賃貸業、理容・美容・浴場業、葬儀業、映画業、劇場・興行場、公園・遊園地・遊技場、駐車場業、情報サービス・広告業、病院・診療所等医療業、幼稚園・教育施設、社会福祉・介護事業、飲食業などの非工業的業種

※常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場では、衛生管理者の選任に加え、業種により安全管理者の選任が必要となります。